

資料4 我が国の外国人労働者対策

第9次雇用対策基本計画

外国人労働者の雇用状況の把握

外国人雇用状況報告制度（年1回、事業主が外国人労働者の雇用状況を公共職業安定所長に報告する制度）の実施

外国人求職者等に対する適切な対応

公共職業安定所に「外国人雇用サービスコーナー」を設置し、通訳を介した職業相談・紹介を実施（平成14年度現在全国81所）

外国語による求職者向けパンフレットの作成（6カ国語）

「外国人雇用サービスセンター」を設置し、留学生や専門的技術等を有する外国人求職者等に対し、職業相談・紹介、情報提供を実施（東京、大阪）

教育関係機関、経済団体等からなる協議会を設置し、密接な連携の下、留学生の就職支援策の充実・強化

「日系人雇用サービスセンター」を設置し、日系人に対して職業相談・紹介、労働相談を実施（東京、名古屋）

「日伯雇用サービスセンター」を設置し、日本で就労を希望する日系人に対して求人情報の提供、職業相談を実施（ブラジル・サンパウロ）

事業主への啓発指導、雇用管理援助等の推進

事業主に対する雇用管理改善指導の実施

- ・ 「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」の周知
- ・ 外国人雇用管理セミナーの開催による集団指導・情報提供の実施
- ・ 外国人雇用管理アドバイザーによる各事業所の実態に応じた相談・指導の実施

経済団体等とのネットワークを構築・活用し、専門的、技術的分野の外国人労働者に関する雇用管理のノウハウ等の情報を提供

外国人労働者問題啓発月間（毎年6月）の実施

日系人労働者雇用管理改善事業の実施

都道府県労働局及び労働基準監督署に労働条件に関する相談を受け付ける「外国人労働者相談コーナー」を設置（平成14年度現在33カ所）

外国語による労働者向け「労働基準法等関係法令の概要」「モデル労働条件通知書」等のパンフレットの作成（6カ国語）

適正就労の推進等

適正就労ルート確立プログラム（適正な就労を促進するため、不法就労外国人の多い送出国において現地セミナーなどを実施し、我が国の外国人受入れ方針等に関する広報活動を展開するもの）の推進

不法就労への実効ある対処（不法就労外国人対策等協議会等を通じた関係行政機関との連携）